



## 知って得する「地域未来投資促進税制！」 ～設備投資の前に知っておきたい税制優遇～

### 地域未来投資促進税制とは？

地域未来投資促進税制とは、「**地域経済の活性化につながる設備投資を行った際に、税制優遇を受けることができる制度**」です。地域経済の活性化を図るため、地域経済を牽引する企業による地域の特性を活かした事業への設備投資を後押しすることを目的としており、2025年度の税制改正により、**2027年度末（2028年3月31日）まで適用期限が延長**されました。優遇措置及び対象資産については、以下のとおりです。

### 具体的な優遇措置

地域未来投資促進税制では、地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、税制優遇を受けることができます。

#### 特別償却

**基準取得価額の最大 50%を初年度に償却可能**

##### ○1億円の設備投資の場合

- ・通常の減価償却では、設備を数年かけて費用化します。
  - ・この制度を使うと、**基準取得価額の最大 50%（5,000万円）を初年度に償却可能**。
- ⇒ 初年度の利益を大きく圧縮でき、法人税負担を軽減。  
設備投資後の資金繰りを改善し、投資回収を早め、新たな投資へ。

#### 税額控除

**基準取得価額の最大 6%を法人税から控除可能**

##### ○1億円の設備投資の場合

- ・設備取得額の**6%を法人税から直接控除**。
  - ・1億円 × 6% = **600万円の税額控除**。  
※税額控除は法人税額の20%まで。
- ⇒ 現金支出の負担を直接的に減らすことができます。

どちらか片方を選択

### 対象資産

- 機械装置・器具備品（特別償却：35%～50% 税額控除：4%～6%）
  - 建物・付属設備・構築物（特別償却 20% 税額控除：2%）
- ※対象資産の合計額は80億円が限度。  
※対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象となりません。  
※地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得した場合、本税制措置の対象となりません。

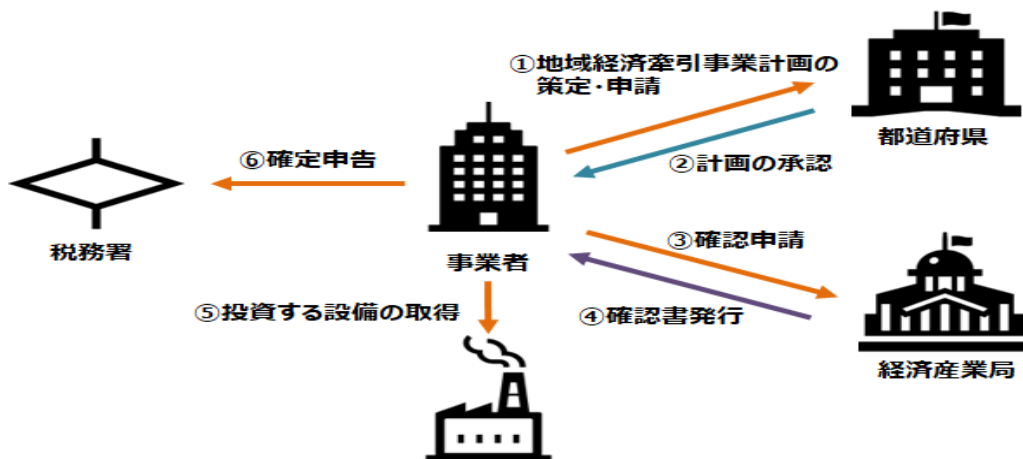
### 本制度の申請スキームについて

本税制措置を受けるためには、都道府県知事による「地域経済牽引事業計画」の承認、国（主務大臣）による課税特例の確認に加えて、租税特別措置法等の規定に適合する必要があります。

詳しくは、経済産業省「地域未来投資促進法」HPをご確認ください。

経済産業省 HP

[https://www.meti.go.jp/policy/sme\\_chiiki/chiikimiraitoushi.html](https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html)



出典) 経済産業省 地域未来投資促進法 税制支援

[https://www.meti.go.jp/policy/sme\\_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html](https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html)

- ① 国の基本方針に従い市町村及び都道府県が策定した「基本計画」に沿って、企業が「地域経済牽引事業計画」を策定
- ② 都道府県知事より承認を受ける
- ③ 企業は新たに地域未来投資促進税制の申請書類を作成（経済産業省HPに添付）し、各管轄の経済産業局に申請
- ④ 国（主務大臣）より申請書の確認を受け、確認書受領
- ⑤ 計画に基づき、投資する設備を取得
- ⑥ 確定申告時に国から発行された確認書を、償却額の計算に関する明細書若しくは控除額の計算に関する明細書とともに添付

### 「地域未来投資促進税制」に関心を持たれた皆さまへ！

地方の人口減少や産業の空洞化を防ぐためには、活発な企業活動が不可欠です。補助金等は馴染み深い企業も多いですが、意外とこのような税金の優遇に関する措置は知られていません。

本税制については事業の先進性、労働生産性等、細かな要件が幾つかありますので、ご検討される場合は、ぜひお気軽に岐阜信用金庫へご相談ください。